

加東市発達サポートセンター『はぴあ』を開設しました



加東市では、発達障害などで支援の必要なお子さんに対し、幼少期から就労に至るまで、総合的に支援する拠点施設・加東市発達サポートセンター『はぴあ』を開設しました。『はぴあ』には、保健師や教育相談支援員といった専門スタッフが常駐。発達に関する様々な相談に応じられるほか、発達の専門的な検査等も実施できます。



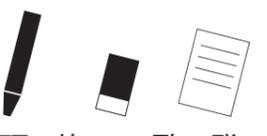
来所相談
子どもの発達や、行動・学習など、気になることを相談できます。また、医師・心理士等による専門相談も実施します。(専門相談は要予約)



巡回相談・指導
専門スタッフが学校・園を訪問。必要な支援を学校・園の職員と一緒に考え、情報を共有します。



療育事業
未就園の子どもと保護者を対象に、グループでの遊びを通して心身の発達を促す教室を実施します。



研修・啓発
保健・福祉・教育などの分野の従事者や、市民へ向けた研修会を開催します。

お子さんのことで、不安に感じることがあれば、お気軽にご相談ください。

- ・落ちつきがなく、絶えず動いている。
- ・授業に集中できない。学習についていけない。
- ・友達とうまく遊べない。トラブルが多い。
- ・コミュニケーションに支障がある。
- ・就学や就労について不安がある。

相談の申し込み・問い合わせ
加東市発達サポートセンター『はぴあ』(社福祉センター2階) ☎27-8100



施設の開所日

年末年始を除く平日で、8時30分から17時15分まで



センターの愛称『はぴあ』は、幸せを意味する『ハッピー』と、仲間を意味する『ピア』、柱や橋脚を意味する『ピアー』からイメージされた言葉です。一人ひとりの幸せを支える柱となる施設でありつつ、誰もが仲間を作れて、より幸せになるための拠点であるようにとの願いが込められています。



7月は上下水道料金の滞納整理強化月間
滞納はさせない! 許さない!
集中訪問徴収で滞納整理を強化します!

上下水道利用者負担の公平性を確保するため、7月、12月、2月、3月を滞納整理強化月間とし、一斉訪問徴収を実施します。期間中は、滞納者宅を訪問し、滞納料金の回収と納期限内納付の厳守、自主納付についての指導を徹底します。督促・催告にも関わらず、料金を納付しない滞納者には『給水停止処分』を執行します。給水停止処分は、滞納額の全額を納付しない限り、絶対に解除しません。給水停止処分により、いかなる損害が生じても、加東市は一切の責任を負いません。

失業や病気など予期しない事情により、一時的に納めることが困難な場合は、そのまま放置せずに早急にご相談ください。やむを得ない事情と市が判断した場合に限り、納付誓約による分割納付などの猶予措置をとる場合があります。

給水を停止しても、料金を納付しない場合は、財産調査を実施し、給与や預金などの財産を差し押さえます。

水道料金や下水道使用料は、施設の維持管理や利用者サービスのための大切な財源です。上下水道料金は、必ず納期限までに納めてください。

「漏水かな?」と思ったら

蛇口を全て閉めた状態でも、水道メーター内のパイロットマークが回っていれば、漏水の可能性があります。加東市指定の水道工事業者に調査・修理を依頼してください。



パイロットマーク

督促・催告・訪問徴収・給水停止予告・給水停止執行等の対応状況

	文書督促	文書催告	電話催告	訪問徴収	給水停止予告	給水停止執行	差し押さえ	訴訟
平成28年度	4,736	395	1,020	837	389	214	4	1
平成27年度	4,674	596	1,012	975	521	212	1	0
平成26年度	4,692	715	820	648	665	282	0	0

問い合わせ 上下水道部管理課 水道お客さまセンター (庁舎3階) ☎43-0539

マイナンバーカード 休日申請・受取窓口 7月23日(日)8時30分~12時に開設

○マイナンバーカードの取得をサポート中
マイナンバーカード休日申請・受取窓口では、これからマイナンバーカードの交付を申請する方を対象に、必要な書類の作成や、証明写真の撮影をお手伝いしています。この機会にぜひ申請してください。

◆申請手続きに持参いただくもの

1. 通知カード(マイナンバーが記載された紙製のカード)
2. 本人確認書類
 - 1点でよいもの 公的機関が発行した顔写真付きの書類
運転免許証・住民基本台帳カード・パスポートなど
 - 2点必要なもの 公的機関が発行した顔写真のついていない書類
健康保険証・年金手帳・介護保険など
3. 認印(スタンプ印不可)

●カードの受け取りはお早めに

マイナンバーカードの交付申請を、郵送で手続きされた方、または、パソコン・スマートフォンなどで手続きされた方のうち、カードをまだ受け取っておられない方は、市民課までカードの受け取りにお越しいただく必要があります。カードは本人しか受け取れませんので、平日の開庁時間にお越しいただくことが難しい方は、休日受け取り窓口をご利用ください。

◆カード受け取り時に持参いただくもの

- 左記の『申請手続きに持参いただくもの』の1.と2.
- 市民課からお届けした回答書つきのハガキ(個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書)
- 住民基本台帳カードをお持ちの方は、返納する必要があるため、必ずお持ちください。

証明書コンビニ交付サービスは、7月20日(木)、メンテナンスのために、業務を休止します。

問い合わせ 市民生活部市民課(庁舎1階) ☎43-0390